【司会】 それでは、ただいまより平成22年度第4回市町村サミットを始めさせていただきます。

知事よりごあいさつを申し上げます。

【荒井知事】 きょうは、南部のことを中心に議論をさせていただきますが、極めて大事な南部の医療健康と南部振興局の今後の設置計画についての議論をさせていただきたいと思っております。これからの南部の重要な課題でございますので、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

また、このような項目は、今年度できるだけめどをつけて、次の来年度予算で元気よく スタートできるようにしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。 本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、ありがとうございました。

【司会】 知事、ありがとうございます。

本日のサミットですが、五條市と吉野郡の市町村長様にお集まりいただいております。 知事から話がございましたが、議題1として、南和の医療等に関する協議会の設置という のが第1でございます。議題第2といたしまして、仮称ではございますが、南部振興計画、 それから南部振興局についての意見交換の場とさせていただきたいと思いますので、よろ しくお願いを申し上げます。

それではまず、最初の議題1でございますが、南和の医療等に関する協議会の設置につきましてでございます。これにつきましては、既に市町村と県との準備会議を重ねていただいているというところでございますので、ここからは協議会の事務局に進行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岡本大淀副町長】 ただいまご紹介にあずかりました事務局ということで、私のほうから一部議題を進めさせていただきたいと思います。

それでは、最初に南和の医療等に関する協議会の設置につきまして議論をお願いすると ころでございます。

私は、今回司会の役割をさせていただくことになりました大淀町副町長の岡本でございます。協議会の司会につきましては、次回以降も南和地域の市町村が順番で行うこととな

りますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、協議会設置についてでございます。この協議会は5月17日のこの場で合意していただきました。その後、各市町村と県で、組織等につきまして事務レベルで協議を重ねてきたところでございます。南和地域の医療、健康、保険を検討する場として、本日設置するものとして合意をしていただきたけたらと存じております。本日の議論は、第1回の協議会とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の確認でございます。本日配付させていただいております資料の確認 をさせていただきます。お手元に南和医療等に関する協議会の設置についてということで、 12枚の構成のもの及び県民だより8月号がございます。

それでは、県民だよりの8月号につきましては、県民の皆様に南和医療の状況を理解していただくということで、4ページを開いていただきますと、4ページ、5ページの中に、南和医療についての特集を組んでおりますので、ごらんをいただけたらと思います。

続きまして、要綱と組織図の確認ということで、よろしくお願いいたします。協議会を 設置するに当たり、協議会要綱のご確認をしていただきたいと思います。

私のほうから要綱案を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 南和の医療等に関する協議会設置要綱案、第1条、地域住民が将来にわたり良質な医療 を受けられ、健康で安心な生活を保つことができる医療提供体制の構築等を目指すため、 五條市、吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山 村、上北山村、川上村、東吉野村及び奈良県は、一体となって必要な事項の検討を行うた め、南和の医療等に関する協議会を設置する。

第2条、協議会の名称は、南和の医療等に関する協議会とする。

第3条、協議会は、南和医療圏における医療提供体制構築等のため、公立3病院及び公立へき地診療所の医療機能、健康づくり、並びに国民健康保険のあり方の検討、協議を行う。

第4条、協議会の事務所は、協議会で定めた場所に置く。

第5条、協議会は、構成団体の長で構成する。

第6条、協議会に会長及び副会長を置く。2、会長及び副会長は、構成団体の中から協議会において選任する。3、副会長は、若干名とする。4、会長は会務を総理し、協議会の会議の議長となり協議会を代表する。5、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

第7条、会議は会長が招集する。2、会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議長に委任状を提出して代理者が出席した場合は、委員の出席とみなす。3、会長は、会議を開催しようとするときは、会議に付するべき事項、並びに会議の開催の日時及び場所を、委員に対しあらかじめ通知するものとする。

第8条、会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外のものの出席を求める ことができる。

第9条、会議に付するべき事項について協議し、または調整するため、協議会に幹事会 を置く。2、幹事会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

第10条、協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。2、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11条、協議会の事務に従事する職員は、構成団体の長が協議して定めたものをもって充てる。

第12条、医療に関する事項について検討するため、事務局に医療部会を置く。2、医療部会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第13条、健康づくり及び国民健康保険に関する事項について検討するため、幹事会に 健康・保険部会を置く。

第14条、協議会の運営に要する経費は、地域住民が将来にわたり良質な医療を受けられ、健康で安心な生活を保つことができる医療提供体制の構築等を行うため、構成団体が 分担して負担するものとし、必要な事項は会長が別に定める。

第15条、協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

第16条、その他この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則、この要綱は、構成団体の長が協議して定めた日から施行する。

それから、今申し上げたことを、組織体制について説明させていただきます。検討いただくための組織体制ということで、このお配りした資料4ページに、体制を今記載しておりますが、協議会のところに副市町村長等で構成する幹事会、そして医療に関する案件について検討する幹事会から選出されました、その下に書いています代表幹事、そしてその下に上げておりますように、医療に関する専門事項について検討する医療部会及び事務局と。そして、右に掲げております健康・保険についての事項を、健康・保険部会というこ

とで構成されております。

ただいま説明いたしました要綱と組織につきまして、ご意見等がございますでしょうか。 【東下市町長】 済みません。これ、ちょっと聞きたいんですけど、この協議会の委員 名簿になっとるんですけれども、この各市町村の議会議員というか、そういう構成は全然 入ってへんねけど、今後予算が全部かかってくると思うんですわ。そんな中で、どない考 えてるのかなと思うんですけど。

【知事】 ちょっと発言させていただきます。こういう協議会は、議員は普通入らないと思います。団体の長の責任があるから、その責任でもってここで決めると。それが各団体の議会に通るかどうかは、またそれぞれの承認を得なければならない、見解は同じことでございます。議員を入れるのは難しいでございましょう。だれを入れていいか、難しいでございましょう。それと、議員ということではないですが、委員以外のものの出席を8条ですけども、求めることができる。これは、協議会は決定機関ではなしに協議会ですので、議員は決定者でございますので、決定はまた別になると思います。

【岡本大淀副町長】 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

説明させていただいた後で、またご意見の時間をいたしますので、よろしくお願いいた します。そのようにさせていだたきます。

それでは、今、協議会設置要綱の中で説明させていただきました会長選出でございます。 協議会の会長及び副会長を選出する必要がありますが、どのようにさせていただきましょうか。

【吉野五條市長】 会長は知事さんにしていただいて、知事さんから副会長を選出して いただくということでよいと思います。

【岡本大淀副町長】 はい。ありがとうございます。

はい。異議なしという声も出ておりますので、会長を知事にお願いすると意見がございますので、お願いをいたしたいと思います。

異議がないようでございますので、それでは、このこれからの進行につきまして、会長 である知事にお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【荒井知事】 この極めて重要な協議会の会長ということで選任いただきまして、この 地域の市町村長の協議会に、県も同等の立場で参加させていただくというように考えてお りますが、極めて地域にとって大事な議題を含んでおりますので、よろしくお願いいたし ます。

それと、協議会はこの要綱で正式に今の皆様のご同意でできましたので、確認ですが、 団体の長が委員ということになっておりますが、改めてでございますが、それでよろしゅ うございますね。協議会には、議員は入らないということで成立いたしましたので、確認 させていただきます。

それでは、副会長を選任させていただきますが、五條市さん、吉野町さん、大淀町さん、 下市町さん、黒滝村さん、十津川村さんにお願いしたいと思いますが、いかがでございま しょうか。

## 「異議なし」

【荒井知事】 よろしいですか。では、副会長さん、よろしくお願いいたします。

今後の活動のスケジュールですが、5ページ目に書いてございますが、おおむねのスケジュールでございますが、それぞれの部会等、7月の第1回協議会の開催、我々のレベルですが、第2回協議会が10月、それから第3回が2月ということでございまして、南和医療体制のあり方について策定というのが、第3回協議会で策定するように組まれております。いろんな調整があろうかと思いますが、この原案ができて、あと予算化するに当たっての議会の承認は、県会でも当然要るわけでございますが、この協議会の結論を踏まえて議会に諮るということになろうかと思います。

まず、本日の協議会から、これはプレスの方を含めて公開をされておりますので、議員の方にもその都度ご説明を県ではする予定でございますが、皆様方の議会にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。その間、幹事会、部会等をやっていくというスケジュールでございますが、このようなスケジュールでよろしゅうございますでしょうか。

### 「異議なし」

【荒井知事】 ありがとうございます。いろんな事情で変更があるかもしれませんが、 その都度、斟酌して進めていきたいと思います。

それから、資料6に、幹事会等の細則がございます。幹事会の細則についてのご説明を お願いいたします。

【岡本大淀副町長】 幹事会設置細則案につきまして、第1条、この細則は南和の医療等に関する協議会設置要綱、第9条第2項の規定に基づき、南和の医療等に関する協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、幹事会は、協議会の会長の指示を受け、次に掲げる事務を行う。(1)協議会の会議に付すべき事項についての協議、または調整に関すること。(2)前条に掲げるもののほか、五條市、吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村及び奈良県の相互において、調整を必要とする事項についての協議に関すること。

第3条、幹事は、構成団体の職員のうち、市町村においては副首長等を、奈良県においては担当課室長職にあるものをもって充てる。

第4条、幹事会は、幹事をもって組織する。(2)幹事会に代表幹事を置く。代表幹事は 若干名とし、幹事のうちから協議会において選任する。代表幹事は、事務局への指導、助 言及び幹事会との調整を行う。(5)代表幹事の互選により座長を選出する。

第5条、幹事会の会議は、会長が求めるとき、または座長が必要と認めるとき、座長が招集し、座長はその会議の議長となる。(2)座長は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。

第6条、座長は幹事会の協議または調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

第7条、幹事会の庶務は、協議会設置要綱第10条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

第8条、この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、座 長が定める。

附則、この要綱は、ということでご決定いただきますと、きょうから施行するということでございます。

続きまして、医療部会設置細則につきまして、ご説明いたします。

第1条、この要綱は、南和の医療等に関する協議会設置要綱第12条第2項の規定に基づき、南和の医療等に関する協議会、医療部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、医療部会は、協議会、幹事会、代表幹事の指示を受け、協議会設置要綱第3条 に掲げる事務のうち、医療に関する事項について専門的に協議し、または調整をする。

第3条、医療部会は、別表に掲げるものをもって組織する。

第4条、(1) 医療部会に、部会長及び副部会長を置く。(2) 部会長は、部会員の互選 とし、副部会長は部会長が選任する。(3) 部会長は、会務を処理し、医療部会を代表する。 (4)副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けるときは、その職務を代理する。

第5条、(1) 医療部会の会議は、代表幹事が求めるとき、または部会長が必要と認めるときに部会長が招集し、部会長はその会議の議長となる。(2) 部会長は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。

第6条、部会長は、医療部会の協議、または調整の経過及び結果について、代表幹事に 報告するものとする。

第7条、医療部会の庶務は、協議会設置要綱第10条、第1項に規定する協議会事務局 において処理する。

第8条、この要綱に定めるもののほか、医療部会の組織及び運営に関し必要な事項は、 部会長が別に定める。

附則、この要綱は平成22年7月29日にご決定いただきますと、きょうから施行する ということでございます。

以上でございます。

【荒井知事】 ありがとうございました。幹事会の設置細則、医療部会の細則についてのご意見を賜りたいと思いますが、このとおりでよろしゅうございますでしょうか。

# 「異議なし」

【荒井知事】 では、基本的にこの細則に沿って進めさせていただきたいと思います。 幹事会、医療部会、健康・保険部会の委員につきましては、資料9ページから11ページが、各部会の委員案になっております。それぞれの役職の名前を書かせていただいております。

また、幹事会の代表幹事につきましては、会長、副会長の選出市町村にお願いをしたい と思います。よろしゅうございますでしょうか。

また、幹事会の座長、医療部会、健康・保険部会の部会長につきましては、第1回目の 部会開催時にそれぞれ決定していただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょ うか。

## 「異議なし」

【荒井知事】 では、そのように進めさせていただきます。

次は、この協議会の検討項目の確認でございます。12ページ目に検討項目の説明、検 討項目が書いてございますが、項目についてご説明をお願いいたします。 【岡本大淀副町長】 まず、南和医療体制のあり方策定のための検討事項でございます。 そして、2番目が、南和の健康づくり及び国民健康保険のあり方策定のための検討事項で ございます。

まず医療関係でございますが、大きな目的といたしまして、南和地域の3つの救急病院を1つの救急病院と2つの後方支援病院に役割分担を行い、体制を再構築する。そのための項目として6つ上げております。

1番、運営形態。3病院の運営形態について。2、3病院の医療機能と地域との連携のあり方、各病院間の病病連携について。診療内容、病床規模、へき地支援、看護学校について。3、受益と負担のあり方。建設に係る負担について。運営に係る負担について。4、拠点病院と後方支援病院の場所。5、住民への説明とコンセンサス形成。6番目、その他としまして、地元医師会等医療関係者との病診連携体制について。

以上が、医療関係でございます。

2番目に、健康・保険関係として4つ項目を上げております。

1番、医療費分析健康基礎調査に基づく健康づくりの展開。2、健康づくり施策の広域 化、共同化。3、国保の将来推計の把握。4、国保運営の共同化拡大、標準保険料算定の シミュレーション。

以上でございます。

【荒井知事】 ありがとうございました。これは、検討項目ということでございます。 検討項目の中にどのような具体的な協議会での決定事項が入ってくるかは、これから検討項目の中の検討事項を出していただきながら、幹事会で検討していただいて、協議会がそれを確認するということがございますが、幹事会は、それぞれの県及び市町村の担当者でございますので、各首長さんには、その過程でご報告していただくということになりますので、協議会として参集することは、合計、きょう入れて3回でございますが、検討項目の内容については、その都度、幹事会があればそれぞれ報告をしていただくということになります。検討項目としては、これでよろしゅうございますでしょうか。

#### 「異議なし」

【荒井知事】 このような検討項目を念頭に置いて中身を事務局で詰めていただかなければいけませんが、内容が相当深く、検討項目の資料を出していただかないといけませんので、提案でございますが、我々の協議会の事務局を設置させていただきたいと思いますが、集中して検討の資料を出していただく。事務局の設置場所でございますが、内吉野保

健所の建物内で事務局を設置することといたしました。場所はそのようにさせていただいて、詳細については、幹事会で検討していただくというご提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

#### 「異議なし」

【福西上北山村長】 会長さん、もちろん協議会をつくっていただきたいということで、 ただいま決まりましたが、事務量の増が必要となる。これは職員を配置するんですか。

【荒井知事】 そのようになると思います。

【福西上北山村長】 それは、県から出てくる職員が配置されるのか、それとも1市3 町というか、そこから派遣するのですか。

【荒井知事】 事務局の構成ということでございますね。構成はどんなふうになっておりますでしょうか。

【岡本大淀副町長】 県からとそれから1市3町から各1名ずつという予定で、今検討しております。人件費については、その辺の話についても、まだ詰める必要がございますが、基本的には一応私どもの協議会の運営をしていくわけですから、できればその市町村で、基本的には県と市町村で分担する形で、派遣させていただくところで一応お持ちいただいたらいかがかということで、話を進めております。

【東下市町長】 それは全ての市町村で負担するということか。

【事務局】 それについては、協議するところでございます。

【荒井知事】 県が全部持ってもいいけども、全部県のいいなりになりますよ。困るのではないでしょうか。あるいは、市町村から出してもらったら、県の職員として使いますけど、大したことじゃないと思うんですけども、人事だと思うんですよね。人、職員をそこに多少の期間張りつけると、あるいは張りつけないかんものか、集中して時々訪問するだけでいいのかということですけども、常時いる必要はないかなと思うんですけれども、担当を決めてよく頻繁に会議をしろということ。県庁の中にいても、このプロジェクトを持っておりますものは、これに随分時間をとっておりますが、集まってやる事務所があるから、そこに行って担当として仕事をしろよということでございますので、これは参加される方のほうが勉強になって、私は得だと思いますけれども、お金なんか、そんな人がおらんで、うちはちょっとそんな仕事ができるやつはおらんというなら、殊さら強制いたしませんが、必ずおられると思いますけれども、協議会でお金、負担金を取るということは、これはあまりない話だと思います。我々の会議ですので、そんなにないと思いますが、も

しその会議費とか、内吉野保健所の事務所の経費が、要るんだったらそれぐらいは出して もいいですけれども、そんなのでお礼を言うのは片腹が痛いんじゃないかなと思ったりも しますけども。わずかだと思いますよ。

【福西上北山村長】わかりました。

【東下市町長】受益負担のあり方は、これは県としても大事なこと。そうですが、あんた とこ何億出してくださいと言われても、そんな多大な額は出されへんのに、そんな検討会 できるだけせんようにしてほしいんですわ。

【荒井知事】 それは、大事なことですけれども、これは全部で医療を支えようということですので、いやうちは負担せんと、だれかやってくれという人は、この協議会に入れないと思います。ただ、それが議会に承認が要るから、それは途方もない額になるのかどうかというのは、多分ないと思いますけれども、県がこれだけ入れ込んでやっている。それは県で全てやるというのは、まさか思っておられない。南和のための協議会ですから、皆さんの責任が第一ですよ。そこから始まるんですから。それが途方もないかどうかと。負担がないところに受益なしですよ。だからそれが途方もないかどうかは、ここでみんなの意見で聞こうということですから。で、協議会の決定機関は案の決定ですから、各議会の承認を得ないと、県もそうですけども、そういうわけにいかない。検討しないということは、協議会ではあり得ない。

【東下市町長】 いや、もちろん検討はしてくれたらよろしい。そうやけども、あまり そういう負担の大き過ぎるのは困る。

【荒井知事】 それは、協議会の中の判断になると思います。協議会の中の判断で、そんなのを言っちゃいかんという意見は、意見にしかすぎないですから。そんなまだでき上がってない前から言うたら、話は進まないじゃないですか。

【東下市町長】 それは、検討してください。

【荒井知事】 そんなん、人ごとと違います。自分のことですよ。

【川上副村長】 別のことでよろしいか。

【荒井知事】 どうぞ。

【川上副村長】 事務局なんですが、内吉野保健所でよいと思います。これまで協議事項をこの事務局が今日まで進めてくれた、県さん、あるいは五條さんの担当課で、特に誰かというか、どこが主になっていただくのか、その辺をお教えいただきたい。でないと、今後連絡するのに、どこが主体となってくれるのか、お聞きしたい。

【荒井知事】 そうですね。いかがですか。とにかく、今までで集まる場所がないといけないというので、内吉野保健所ですると。事務局の構成ということは、我々、こうしてきょうの資料だって、実質事務局みたいなものがやっているわけですけれども、だれがやるのかと、あるいはまた電話番号はだれのかという案はありますか。なければ至急決めてください。幹事会マターになっているようですけれども、副市長さんたちで決めていただくということになっておるようです。

【川上副村長】 この、県も大勢の課長さんが入っていただいておりますよね。それから、その中で特に主管となる課長さんがどこなのか、我々としては非常に聞きたいんですよね。

【荒井知事】 地域医療連携課 中川課長です。

【中川地域医療連携課長】 地域医療連携課長の中川でございます。私のほうが、一応全部総括の取りまとめ、医療に関しましては取りまとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【荒井知事】 名前のとおり地域医療連携課というのをつくって、最優秀の職員を置いています。きょう、協議会の場ではご披露いたしましたが、彼が県庁からの中心人物。ただ、彼が中心だけど、内吉野へ常駐しているというわけじゃない、また別の話ですので、内吉野にどれだけ常駐せないかんかは、またちょっと実態的になります。忙しくなれば、しばらく行かなければならない思いますけども、集合場所ですので、何日の何時から会議をしようというようなふうに施設を利用させていただくことになると思います。

うちから、その内吉野の事務局へ月に何回か通うのに、その人件費を持てというご意見がありましたら、また協議事項でございますけども、職員の担当のおられる担当課を、そういう担当で示していただいて、この事務局構成員になれということで進むんじゃないかと思っておりますけれども、幹事会でその実態が明らかになると思いますので、各首長さんに、幹事会の案としてご報告をさせていただくことになると思います。

【福西上北山村長】 では、会長さん、今度10月に第2回のこの協議会が開かれるときの、提案事項というか協議の内容、それはきょうは今から会長さんにご協議いただきたいんですけど、1市3町のどこで協議してこられるものか、幹事会の中でそれをまとめていってされるのか、どちらでしょうか。

【荒井知事】 協議会にかける資料は、全部その各町長さんに通った資料と。そこで承認かどうかは別に議論するわけですけども、そこで通った資料。幹事会は、そのかける原

案を考えるということでございます。

【福西上北山村長】 1市3町は関係ないと。1市3町、五條市、大淀、下市、吉野町の人らの寄り合いというのではないですが。この協議については。

【荒井知事】 この協議会の中ではないということだと考えてます。

【福西上北山村長】 なら、事務局さん、1市3町はどういう位置づけですか。

【岡本大淀副町長】 それは今さきほど会長、副会長さんを決めていただいたところで、 代表幹事という制度を設けていまして、その中で、当然今の1市3町は入っておりますし、 2村も入っておりますし、県も入っております。

今、事務局の体制ですけども、事務的なことはしていただいて、内容と代表幹事会、代表幹事が週に1回ぐらいは、その事務所に出向いて重要な事項は決めていきたいと、そして幹事会にかけまして、幹事会にかけた内容を協議会にかけていくと、こういう形で充分協議をしながら、納得するものは説明し、進めていきたいと、考えております。

【福西上北山村長】 そして、ある程度原案というものを提案しなければ、いきなり協議会といったってまとまっていかんから、わしは質問している。

【岡本大淀副町長】 ご質問のとおり原案は、事務局を中心に今申し上げた組織でつくり上げていきたいと考えています。

【福西上北山村長】 はい。わかりました。

【荒井知事】 そのとおりでございます。だから、事前に必ずお諮りがあると思います。 事前に見て、いや協議会ではちょっと違う意見を言うぞと、それでも結構でございますので、そのときに議論を聞いて、これは言っとかないかんということが必ずあると思いますので、それは協議会で最終的に言える。ただ事前に、こんな資料なのかとか、これは抜けているとかいうのは、事前にお諮りするのが通常でございますので、それは私、会長の立場からも確認していきたいと思います。

それでは、協議会設置についての内容は以上のようなことだと思いますが、確認でございますが、きょう出されました資料、協議会の設置については、ほぼというか、全部このとおりに承認されたということだと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

内容については、今ご意見が出ましたような線に沿って運営を進めていくということに したいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、もう少し時間があるかもしれませんので、その他のことについて、大分出ま したけども、その他のご意見、あるいは関係するご意見としていろいろございましたら、 ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【水本東吉野村長】 前にもちょっとお話しさせてもらった、メインの病院についてのことで、現在は、県立と町立の各病院、その施設自体、病院自体の整備をこれからしていくんでしょうけど、病院自体のあり方については今までどおり県の病院、それから、2町の病院という中での協議になるのか、この協議会でまた検討して、構成町村の施設整備ということでやっていくのか、その辺の具体的なことについて、またこれから幹事会で、そんなことも協議をされるということになるのか、今もうそれは全部決まっていると、今までどおりの形のものであるということであるのか、その点はどうでしょうか。

【荒井知事】 これは、これからの諮りですが、私の考えでは今までどおりではないと思います。結果的に今までどおりということはあるかもしれないけど、今までどおりということではスタートしていないということだと認識しております。だから、どんな形にするのか、今までどおりのような病院運営主体になるのか、違う運営主体になるのかということは、大きな検討テーマで、それを検討しようということです。というのは、例えば、1つの二次中核病院を建てる。2つの関連病院を建てるときに、運営主体が別々だったら、今3病院とも運営主体が違って、それぞれが中核病院的なことをやって共倒れになるというのが議論の出発点ですから、今までどおりではないはずだというのが、議論の出発点であります。そのような認識をぜひ持っていただきたいと思います。

では、どのような運営主体になるのか、場合によってはその建設主体になるのかというのは、原案を見ていただいてということ。それが、これからです。それが大前提ですので、それが前提でなければ、この協議会は要らないと思います。それぞれ、3町と県に任せとけばいいということになると思います。しかも診療所があるわけです。診療所も含めてどのような連携をしようかというのが、この協議会の最大のテーマでありますので、その原案を出すというのが幹事会や、協議会の仕事です。それが、議会、あるいは南部の県民の理解を得る原案かどうかということを諮りながら案を詰めていくという作業が、我々の最大の責任だと思っております。

【東下市町長】 これ、計画書を見ていたら、スケジュール上ですけれども、年度内に結論を出したいというような計画で進むつもりと思うんですけれども、もちろんできるだけ早くしてほしいなと、このようには思うんですけど、例えば、二、三日前ですけれども、救急で呼ばしていただいたときに、11軒を救急車が検討、病院に電話したと。それが12軒目でやっと、県内の病院ですけれども、受けつけてくれたんで、そこへ搬送されたと

いうことです。やっぱり今もそういうことが起こっておる。うちの町であったんですけど。 そういうことの解決ということになっていったら、やっぱりもう今日、明日の問題ですので、その点についても方向性と申しますか、そういったことをしっかりとできる体制づくり、これはやっぱり必要じゃないかなと、私もうつくづくこの間感じましたので、できるだけ早いことそういった受け入れ態勢をサポートできる体制をつくってほしいと、このように思います。その点についてどうですか。

それは、そのとおりだと思います。それは、そのサポートをつくるのは、 【荒井知事】 病院を持っている県、2町の責任ではなしに、我々みんなの課題だというのが出発点だと 思います。市民が、町民が世話になるんだから、どこに世話になればいいんだと。今、町 長がおっしゃったのは、救急のことですが、あと、腎透析だとかがんとかホスピスとか、 あるゆる課題が南部に残っております。その今体制の連携がないのが、1つ弱点というこ とがスタートですので、運営主体ということに触れざるを得ない、これはみんなの課題と いうことがまず出発点と思います。県立、2町立の病院があるわけですけども、これをみ んなでどう支え、どう運営していくかという案が出て、それが南部の人に受け入れられる ものかどうかということが、我々協議会の原案づくりの姿勢だと思いますが、それが、こ のような県も入ってやろうかということは、全国の地域でもめずらしいことだと。幸いな のは、みんな公立なんです。保健所も含めて。これに、私立が入っていると、なかなかう まくいかない実例を各地で聞いております。病院がたくさんあって、うまい連携がないの で共倒れしている地域が多いわけでございます。それが、地域の人の医療サービスの不十 分さにつながっているということでございますので、きょうは、各この地域の市町村長さ んは全部入っていただいて、県もこのような会長にさせていただいて、一生懸命やろうと いうのは、大変有意義なスタートだと思っています。

今、町長がおっしゃったように、事態は大変窮迫している、救急については大変課題になっていると思いますので、できればこの原案づくりを年度内にして、来年度予算にそれぞれの市町村、県も含めて次の予算要求ができるようになれば、大変ありがたいと思っております。いろんな事情でなかなか困難が発生する可能性があると思いますけれども、このように集中して議論する。したがって、事務局まで、場所まで決めてやろうかということでございますので、滅多にないことではないかと思っておりますが、それは今町長がおっしゃったように、ほったらかしにできない県民の住民の方のニーズがあると。これは、ほかも同じようなことがおありなのじゃないかと思いますので、できるだけ集中して、気

持ちを込めていい案を出して、議会の承認を求めていけたらと思っております。

【東下市町長】 できるだけ早いこと方向性を示してほしいなと、我々ももちろん応援 させてもらいます。

【荒井知事】 そうですか。その一言よかったですな。ありがとう。こうして、ざっくばらんにこの大事な議論をできるというのは、大変ありがたい、私個人としては大変ありがたいなと思っております。ほかに、どうぞ。はい。

【福西上北山村長】 大淀の副町長さんに、私は聞きたいんです。大淀病院、この検討項目の中には、受益と負担のあり方については、建設に係る負担という項目がうたわれていますが、大淀病院としては、もう老朽化していると。しかし、この病院ではもうあかん、もちろん看護婦もお医者さんも少ないというようなことで、そういった改築される予定は、将来、今、この協議会の中で、そこはどうなんですか。

【岡本大淀副町長】 町長がおりませんので、最終決定はしておりませんけれども、今、協議会を立ち上げてやっていただくということは、1つの救急病院、第二次急性期をもとにした病院をつくるわけですね。大淀病院もそういう性格のものなんです。今、五條にあります。県立五條病院、吉野病院、3つともありますので、そういう中でこの方針を決めていただいたら、当然大淀がどの立場になるかということも協議の中で明らかになりますので、その方向に従いたいと思っております。

【福西上北山村長】 大淀病院が約4億5,000万ほど、今まで赤字であったという財政状況の中で、老朽化したから建てかえするんかなどうするのかということを感じでいるので。それを、今後のこの協議会でもそういう方向づけを検討していかないかなければならない。仮に、今の建物でずっと運営していくんか、これではあかんということでするんかというのは、大淀町自身が考えなあかん問題だと思います、私は。大淀の病院については。そこらを、町長さんがおられんけど、副町長さんはその病院については詳しい方やから、詳しい方に聞いています。

【岡本大淀副町長】 ありがとうございます。そういうことで、ちょっと今こういう会が設置されずに単独でやろうかというなった場合の仮定としてシミュレーションしておりましたのは、今現状4億の赤字という話がございましたが、最終的に21年度の決算で2億1,000万の赤字でございます。それに、新規に今と同じような病院を建てますと、機械の償却、建物の償却、そして運営を考えますと、3億さらに赤字が増えます。つまり、大淀の財政で年間5億になるんです。それで、大淀町で町立で維持できますかということ

については、残念ながら建てる力はございませんし、そういう運営はできません。地元の 地域の医療を守れるのかと言われたときには、私は難しいということで、昨年の10月か ら県の知事にも懇願しながら、吉野町さんとともに、もう1つの町では限界に来ておりま すと、どうか南和のこの医療圏の中で、お互いにその問題点をはっきりしていいものを出 してやっていきたいなと思っています。

私も願っていますのは、今、五條と吉野、大淀で赤字が18億と言われています。皆さんの頭の中に、どうやら18億ある赤字を皆で分けるのかということを思ったりしておられますけども、現に高田市民病院は、今利益が5,000万出ておるわけです。運営の仕方を、私は、会長である知事さんも先ほど言われておりましたように、知恵を絞ってほんとうに医師と看護師スタッフと、それから経営する母体と、そして地域の皆さんが地域医療を守るんだと、今救急がありましたけど、よその進んだところに行きますと、救急が発生しました、電話したらすぐ受け取っていただいて、そしてあなたは県立医大に行きなさいと。三次救急に行きなさいと。あなたは二次で処置をして、精密検査をして帰ったらよろしいと。そして入院されたあと、それぞれの診療所にも紹介しましょうということでネットワークを張らないと、今の限られた資源の中では難しいと思います。

したがって、そういうものをもう一度論議しながら、1つずつ決めていきたいと思っておりますので、決して頭の中に皆さんありますように、18億を分けるとか、建物はどうするんだと。こんなんまとまらないのと違うかというご心配も確かにあると思います。したがって、そこは智恵を絞り、県の指導のもとでまた一緒に参加させていただいて、私、大事なことは、大淀も一緒にさせてもらいますので、一緒に知恵をお借りして力を貸してくださいと。そして南和に安心のできる病院をつくろうじゃありませんかということが1つのポイントだと思っております。

【福西上北山村長】 高田病院も今まで赤字だったんです。整形の先生ですばらしい先生が去年見えて、それから今年6,000万の黒字になったんで、それはなぜかいうたら、やっぱりその整形の先生に大勢のファンがいたらしい。そして、その先生の波及効果の中で患者さんがものすごく増えて、それで黒字になったということを聞いています。

【荒井知事】 ほかのご意見どうぞお願いいたします。ちなみに、県立五條病院の運命 も、この協議会の結論に従って病院の将来を託していくということになると思います。だ から、要は3病院の資源があるわけなんです。病院の建物もありますし、古くなっても利 用していた。それと、お医者さんが何よりもおられます。大ざっぱに言うと、お医者さん の数ではそこそこなんです。同じことを分けてしているから18億の赤字が出ているのではないかと、思われるのがこの議論の出発点であります。

もう1つは、県立医大が橿原にありますので、三次病院と言われる、三次病院のいざという後ろ盾は、橿原の県立附属病院にさせる。この二次病院以下、診療所も含めて二次、一次をどうするかという課題になってくると思います。それは南部の人は、橋本病院に行ったり、和歌山へ行ったりする人もいるかもしれないけども、基本的にはここにある病院で面倒を見れると思います。

5月に出た資料によりますと、きょう参考資料で出ておりますが、外に行かれている人、他の地域へ58%出ておられるわけですね。やっぱり他の地域に出られるというのは、遠くへ行かれるから不便をかけているんじゃないかと、我々は思わなきゃいけないわけであります。中和へ25%、県外へ16%と大きく出ておられますので、最後は県立医大の附属病院どまりで、それのほかは地域で面倒を見れるようにということが、必ずしも不可能じゃないと。人員的には不可能じゃないと、とりあえずの計算をしております。そうなれば、病院もはやるし赤字も少なくなるだろうと。赤字が少なくなるような計算ができないと、赤字を増やすようなことをしてお金もつぎ込んで、これは何だということになる、そういう案は出てこないと思いますけれども、いい案をこれから練っていただきたいと思っております。

【東下市町長】 その中で1つ、我々は、県立医大病院も一緒に、この3病院だけを考えるんやなしに、県立医大病院をもっと救急でも100%受けとれるという体制づくりもしてほしいなと思うんですわ。

【荒井知事】 この協議会の事項かどうかは別にして、断らない救急病院をつくろうということは標榜して検討を開始しております。ここまでは、県立奈良病院、中和、南和では、医大の附属病院。医大の病院の難点は、軽度の人もどんどん来られることです。先ほどの他地域の中に、医大附属病院がたくさん入っています。軽度の人が向こうに行かれるのが難点、重度は引き受けます。軽いのも引き受けてくれというのはお断りしますというのが基本ですので、軽いのは南で受けようということをどう受けられるかというのが、最大の検討項目だと思います。重度は、それ以上行かないようにということはしております。なぜ搬送時間が長くなったりするというのは、その重症の患者が1人入ると、もうそのチームはもう1時間も2時間もとらわれるわけだから、医者もいないのに受けられないということになる。ところが来てみると、救急は軽かったと。まず二次病院に行ったら措置で

きたという患者も、医大に行くという状況。というのは、南和3病院で麻酔科がいない。 手術ができない、きょうは人がいないという状況であれば、ちゃんと人のいる二次病院を つくるべきというのが、これは大きな課題、人のいる二次病院、標榜しているだけじゃな いか、3病院はというのが、一番大きな課題ですので、医大の前に南和で二次であれば、 とにかくそこに運べる。三次への、そこから救急搬送も可能なんです。北和で言われた市 立病院でも、三次で県立奈良が受けてくれるなら、安心して二次で受けられるという関係 があるんです。それは関係として、県立医大附属病院との関係をつくっていきたい。それ は、新しいこの病院の県立医大との連携ということになります。みんな受けるということ は、考えておりません。

【東下市町長】 それで、やはり抱え込んでしまうので、今度新しい人の救急や手術が必要な人を受けられないと私は思います。それをできるだけ、この吉野の3病院でも受けられる体制づくりというんか、そういったシステムの考え方を少し違う方向から見て考えいただいて、やはりどんな患者でもどういう形でも、やはり最初のときだけは受けたってもらえるというような状況であってくれるほど安心じゃないかなという思いがしとるんですわ。先ほども言わしてもうたように、11軒も電話して確認するいうたら1時間かかっとるんです。そこでじいっとして1時間かかっとるんです。それからもう高田まで走っとるんです。受けてくれたところが。そういう状況であったということですので、やはりもう黙っておっとっても、走ったら医大やったら医大で受けてくれんねんという状況にならないかと思います。

【荒井知事】 ちょっと違います。何でも走ったら医大ではなく、重症なのは受ける。 しかし、まず地元で受けるということをしないと、医大はパンクします。今でもパンクし ている。ちょっと言い方は大事な点なんで言いますけども、何でも医大ということはあり 得ないということですね。軽症は地元で受ける、重症は必ず受けるようにするということ の違いはものすごく大きいですから。

【東下市町長】 いや、それはようわかりますねん。しかし、医大のほうで退院するまで全部最後まで診るというからかなり疲れておるんのと違うかなと思います。

【荒井知事】 それも違うんですけども、病院で長く面倒を見ないで、療養段階になったらどんどんおろしていくんですよ。大事なところだけ早くしてどんどんおろしていくということの連携をつくろうというのが最大の、これはこの協議会だけではなしに医大と開業医、医師会との連携というスキームで先ほどの中川地域医療連携課長がもう1つのテー

マとして持っている課題なんです。みんな医大でもっていくということは、ここでは議題 にはなりません。

【東下市町長】 医師会とそういうふうないろんな連携の話をしていただければと思う んですけども。

【荒井知事】 もちろん、しています。ただ、奈良では成立していないということです。 それは、この体系がなってないからですね。それを今年の大きなテーマにしているわけな んでけど。大きなテーマ。大事ですね。極めて大事。医療連携というのは、極めて大事で す。

【東下市町長】 そういうことも、また検討会でやったらと思います。

【吉野五條市長】 よろしいですか。趣旨は非常に崇高で必要なことかと思いますし、現実、吉野郡の医療体制というのは非常にさみしいというのが現状かなと思います。一面、日本の医師不足ということも関係していると。その中で、個々にということをどのようにしていくかということ。全体の構想は非常にいいと思うんです。私は、五條の市長といたしまして県立を抱えておる、おんぶに抱っこしていただいているということは感謝しておるんですが、さらに議会から、市民からしたら、そのおんぶに抱っこをさらにしてもらえというのが、市民の考え方なんです。

そういう中で、大淀町さんがしんどいというのは、これはようわかるんですけど、これは町のことであって、うちは関係ないと。私は、五條の市長としたら、そういうふうに言うていかなしゃあないと、思うています。ただ、簡潔に言えば、県立病院を一生懸命していただけて、大淀町から五條へ来ていただくとか、そういうことも1つの五條市長の発言としてはそのように思っておるんですけども。五條病院の県立を充実していただく。大淀は大淀で町立やからそれで処理してもらったら、これ残念ながら、全体の南和という中では、よくは私も理解させていただきますけども、その辺私も弱い市長ですんで、なかなか帰ったら怒られるんで大変なんですわ、知事。そういうようなこのジレンマですね。それがあるんで、大淀町さんは町立だからどないかしてもらわな、そこの分までというのは、気持ち的にはわかりますけども、端にあんまり言われても、うちはうちとしてちょっと困るかなという意見なんですけどね。勝手な発言ですけども、五條の市長としたら当然やから。

【荒井知事】 本音だと思いますが、本音が今どき世間に通用する本音かどうかを、協議会の良識のもとに判断してもらうということになろうかと思います。協議会をつくって

結論を出していくけども、2月になったらもうやめたということになりかねないかもしれない。南和の医療は、これだけ県は力を入れますけど、これだけ力を入れても理解は得られなかったということがあり得ると私は思っています。それは、南和の人の首長さんの良識にかかっていると思います。県はできるだけのことをいたしますが、県立五條病院に11億円毎年つぎ込んでいますけども、それがやってくれているのであったら引き続きやれだけでは、県議会、あるいは県民全体の理解は少々苦しくなってきている、これはこちらの本音ということになりますが、本音と本音でぶつかると、さあどういうことになるのか、我々は責任がある立場ですので、議論を重ねていい案が出るかどうかは世間が多少は注目されているんじゃないかと思いますけど。

【福西上北山村長】 県立五條病院の院長は松本さんという方で、この人は、ものすごく南和の医療については、非常に熱心な方で、それで今自治医大の先生を、今まで奈良病院が受けて、奈良病院で臨床をしていた。それを、今自治医大の卒業生をみんな五條病院で臨床して、そして五條病院の松本院長を通して、その自治医大の中で、この人をどこどこの村へ派遣しよう、どの人を派遣しようという、その人事はもう全部五條病院でやっとる。だから、五條病院も一応赤字と知事さんは言われたけど、あの院長は、熱心な方や、五條出身の方やけど。それは地元の方やけど。それは熱心な方です。

【荒井知事】 では、十津川村長、最後でよろしいですか。

【更谷十津川村長】 一番遠い村からしてみると、この協議会をきっちりつくり上げて、村民に安全安心を確保するという、この構想についてはぜひとも実現してほしいと思います。先ほどもおっしゃっていたように、病院を探すのにほんとうに何回もかけなければならないという状況の中で、ますます過疎化が進行していく、安心を買えないんじゃないかと。そんな中でいろんな協議をしてもらいたいなと思います。特に、今、五條市さんにお願いをして、救急消防のほうも事務委託をお願いしているのですが、お医者さんの側からすると、救急救命士もいないところでお医者さんは派遣できんぞというぐらいまで逼迫していると。こういう状況の中で、拠点になる病院、後方支援といったことは、ほんとうにすばらしいことだろうと思いますので、実現できるように進めていただきたいなと思っております。

【荒井知事】 8万人が南部におられますけども、更谷さんが命の道とおっしゃるのは、 道だけでもまた命を救えないのも事実でございますので、命を救うためにこの協議会の結 論というのは、極めて重要なことになろうかと思いますので、きょうスタート、協議会設 立されて議論をスタートする大変おめでたいことだと思いますので、いい結論が出るように、先ほど申しましたように県としては最大の努力、貢献をさせていただきたいと。しかし何でも県でやれというのは絶対受けつけませんので、くぎを刺しておきたいと思いますが、地方の首長の値打ちがない。あんまりそんな余計なことを言わんでもよいのだけど、そのうちいろいろ議論がどんどん出てくると、いい結論になると思います。

では、そろそろきょうの協議会を締めますが、大変ありがとうございました。だんだん、 本音が出るのは大変ありがたいことでございますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。それでは、議題1を終わらせていただきまして、 ここで5分程度休憩いたします。次に、第2議題の南部振興計画、南部振興局の話に移り たいと思います。よろしくお願いします。

## (休 憩)

【司会】 それでは、時刻となりましたので、第2議題でございますけれども、仮称の南部振興計画、それから南部振興局につきまして、南部振興対策室の高野室長よりご説明を申し上げます。

【高野南部振興対策室長】 それでは、よろしくお願いします。南部振興対策室長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

ご議論いただきます前に、この南部振興計画と南部振興局つきまして、現在の検討状況 をご説明させていただきたいと思います。

若干背景というようなことを書いておりますけれども、県におきましては、昨年過疎地域における集落実態調査というのを行っておりまして、その中で集落維持に関しまして、行政に望む対策として、この4点、医療介護等高齢者福祉への支援、若者の雇用の場の創出、林業と地域産業の振興、集落の維持活性化、中でも特にバス交通などの生活維持のための対策ということが、上がっております。

皆さん感じられていることだと思いますけれども、それが数字としてはっきり明確になったと思っておりまして、何かしらの対策が必要になってくると考えておるところでございます。

その中で、こういう対策をとってどういったことを目指していくのかというようなテーマ、南部振興のテーマそのものと言ってもよいかと思いますが、住みたくなる、住み続けられる南部をつくるということを目指していったらどうかと思っておりまして、問題点が各種たくさんあるとは思うんですけれども、それに対してポテンシャル、歴史文化や豊か

な自然といったようなものを、うまく最大限に活用して問題点を解決して、住みたくなる、 住み続けられる南部をつくるということを目指していくべきだろうと思っております。

今日の2つ、計画と振興局ということですが、その1つ目の計画ですが、今現在検討中というか、骨子、目次みたいなものですけれども、まず目的ということで、県土の均衡ある発展、それから南部を元気にする構想案、それから奈良モデルの実現ということを掲げていこうかと考えております。

対象エリアですけれども、エリアにつきましては、南部地域と呼んでいるのは、基本的には五條市と吉野郡の12市町村ということで考えてございます。ただ、その周辺の地域であっても、南部の振興をけん引するようなものにつきましては、計画に盛り込んでいきたいと思ってございます。

計画期間につきましては、当面過疎計画とあわせて6年間としておりますが、これは後でも出てきますが、計画の性質上、毎年見直して検証していくということを考えてございます。また、推進組織は後ほど局のところでお話したいと思います。

それから、あとはこういった振興のための施策を支援する制度なども、今後盛り込んで いきたいと思っております。

こういった項目で考えてございますが、ただ、計画として意義のあるものにしていこうと思いますれば、どういった事業をしていくのかという具体的な記述をしていくというのが最大のポイントかと考えておりまして、柱を3つ掲げさせていただきました。これは先ほどの集落実態調査を受けて考えまして、この柱につきましては、南部を元気にする構想案でもお示しさせていただいたものでございます。3本柱としまして、産業振興の強化と安定した就業の場の確保、それから2つ目として、安全安心快適な生活を支える社会基盤の整備、3つ目としまして、地域の魅力資源を活用した観光交流定住の促進ということで掲げております。

これをさらに具体的な事業にしていく必要がございますが、ここで1つ考えておりますのは、はじめに県から足がかりとして、この南部を元気にする構想の23事業というのを、既にお示しさせていただいておりますが、これをいかに実現していくのかということをまず考える必要があろう。ただ、これだけで足りるものではございませんので、今後は地域の事情を反映して新たな事業を展開していきたいと、そういう進め方をしていけたらなと思っております。

ここのところを、県だけではなくて、市町村なり地元の団体なり、そういったところと

協力してやっていくという姿勢が最も大事かなと思っております。

さらにこれを細かい事業に落としていくに当たりまして、まずは、いつどこで何をするのかということを、具体的に議論をするべきかなと思っております。少し例を上げておりますけれども、こういったものをどんどんたくさんつくっていく。これが、地元の方々と県とで合意ができたものから、逐時、では、だれがやるのかとか、それから目標をどういうふうに設定していくのか、それからスケジュール等、そういったところをアクションプランを策定して、それも計画にまた載せていくというようなやり方でいけないかなと思っております。

したがいまして、この計画は固まったものではなくて、どんどん改定するたびに、こういった新しい事業をどんどん盛り込んでいくというやり方をしていきたいと考えております。

それから、いつどこでというもの、今、若干検討が進みつつあるものについて書かせて いただいております。

まず、産業振興の強化と安定した就業という中で、橿原南御所インターチェンジ周辺のまちづくりということにつきましては、御所市のインターチェンジ付近で、産業集積所をつくれないかという検討を今始めておるところでございます。もしそれがうまくいけば、産業用地の造成というほうに進んでいくということを検討していくことを、検討段階ではございますが、考えております。

それから、安全安心快適な生活を支える社会基盤の整備というところに入りまして、清流吉野川の保全という項目におきましては、吉野川の流域で生活排水対策やかび臭の原因追究とか、保水力向上に向けた森林整備等々を具体的に行っていきたいというような方向で検討しているところでございます。

それから、移動手段の確保としましては、国道 1 6 8 号線沿いのデマンド交通の導入支援や、それから病院の通院ライン、そういったものの運行というようなことも考えて検討しておるところでございます。

もう1つ、信頼性ある道路ネットワークの形成ということでございまして、これにつきましては、なら安心みちネットプランに基づく安全性の向上ということ、奈良県橋りょうの長寿命化修繕計画等に基づく安全性の向上などということを検討しております。

それから、地域の魅力資源を活用した観光交流の定住促進といたしまして、観光の情報 発信・魅力創出、これにつきましてはドライバー向けの情報提供や、それからとくとくパ ーキングシステムの展開等を考えておるところでございます。

それから、「吉野・高野・熊野の国」の建国ということで、先日建国宣言を行いましたけども、今後につきましては、観光情報発信ツールの作成、DVDやマップなんかですけども、こういったものを作成したりウオーキングツアーを開催したりと、こういったことを進めてまいりたいと思っております。

それから最後に、森林を活用した地域づくりとしまして、眺望や立入り、眺めのいいとか、体験できる、体感できるというような箇所の選定をして、整備計画を立案していくというようなことを考えております。

こういったようなことを1つ1つ、まだこれは案の段階でございますけれども、こういったものをさらに議論していきまして、こういう場所でできるのではないかとか、そういうような意見をいただきながら固めていきまして、それをさらにアクションプランに落としていくという方法で進めていけたらなと思っております。

それから最後でございますけれども、これはもう1つ振興局、仮称ですけど、振興局についてですが、こういった計画をきっちり進めていくということを考えましたときに推進エンジンが必要だと考えておりまして、まず1つ目ですが、この計画を実施するために、全庁的に実施していくということになると思いますが、それを統括する部長級ぐらいの職を設置したいと考えております。その下に、これも仮称でございますが、南部振興室といったような組織を置きまして、ここで計画を推進する、さらに先ほどから何度も申し上げておりますけれども、県だけではなくて、市町村や地元の団体と一緒にやっていきたいと思っておりますので、そういったニーズをくみ上げたりとか、逆に市町村等から人に来ていただいて議論するとか、そういったようなもののために、そういった地域を支援するような職員も、個々に配置していけたらと思っております。

こういった機能を持たせるために、この組織をどこに置くかという話ですけれども、これにつきましては、南部のほうと、あとは本庁との各部局との調整というのものがどちらもありますので、そのバランスを見ながら検討していきたいと思っておるところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【司会】 ありがとうございました。今、説明がございました仮称でございますが、南部振興計画、それから南部振興局につきまして、皆様方からご意見なりをいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。どなた様でも結構でございますので、一番

最後に先ほど発言された十津川村長さん、今度は最初になりますけど、いかがでございま しょう。

【更谷十津川村長】 南部を振興していただくということで、いろいろお知恵を出していただく、大変ありがたく感謝をいたしております。やはり、過疎からの脱却のためには、働く場所の確保といったものは欠かせんであろうと思いますし、今、都市と地方の格差を考える、あるいは戦後の日本の、物と金の時代から心の時代に移った中で、やはりこの地域が持っておる、まさに文化とか生きざまとかいったことを、何とか表に出していく、そのためにそのことを守るということが、私は特に中山間には必要かなと思っておりますので、都会的なことではなくして、日本のいわゆる伝統文化といったものを構築していくような、そんな南部になればなと、そんな思いを持っておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

【司会】 計画、それから南部振興局、両方2つあるんですけれども、それについて特にご意見なり、こうしていただきたいというような要望、あればお伺いをいたしたいと思います。どちら様でも結構でございますので、いかがでございましょうか。では、黒滝村長さんお願いします。

【辻村黒滝村長】 先ほどの医療の関係もそうなんですけれども、今、県が南部振興局というものを立ち上げていただけるというのは、非常に私たちも期待しております。それには協力させていただきたいと思っておりますが、ある程度やっぱり予算なり権限なりを持って、今、部長級とかそういう話になっているようでございますけども、というのを持っていただきたいと思っておりますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

まだ骨子の段階なので、どこまで煮詰まっていくのかわかりませんけども、県庁の中に振興局を置くのか、外部へ出して南部のほうへ置くのかというような議論もあろうかと思いますけども、その辺大変期待しておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。ほかに、この話最後に知事にコメントをいただきたいと思っておりますけれども、それまでほかにご意見、ご要望等も含めてこうしてほしいというのがありましたら、ご発言をいただきたいと思います。まだ十分詰まったというか、きょう初めて市町村長の皆様方にご説明させていただいたものでございますので、すぐ見て意見を言えというのは、なかなか難しいかもしれませんけど、要望でも結構でございますので、もしあればご発言いただきたいと思います。では、下市町さんお願いします。

【東下市町長】 下市町長の東です。吉野郡全体を考えたらやはり一番林業、これが大きな産業でございます。この林業がやはり10年の11月の11号台風、これによってもうめちゃくちゃ山が荒れたんです。その荒れた山が、今倒れた木とかが根が腐ってきて、どんどんと山が崩れていく状況に、現実としてなっているんです。その整理がまだできてないというのが、今の吉野郡の現状ではないかなという思いをしています。特に、今年雨もたくさん降りました。その中で、いたるところで、山が荒れておる、崩れておるという現状でございます。そしてまた木も安くなって売れないというような状況でございます。

そういった状況を見ますと、やはり吉野郡は特に林業の活性化、これが一番の大きな目 玉ではないかなと思います。今国のほうも林道をつけたり、作業道をつけたりするのに、 かなりの予算をいただいとるわけでございますけれども、とてもでないけど、まだまだ足 りない、整備していくだけでも足りない、これは近々のほんとうの課題でございます。

特に大和平野にも美しい水、おいしい水を県営水道から送っているわけです。これは、 大淀町のところに県営水道の送る場所、これも下市町と兼ねてある分ですけれども、そこ から送らせていただいている。これが今、かび臭で困っておるというような現実でござい ます。どうしても水の悪さと申しますか、山で保水力がないということで、雨が降ったら 一時の水が出て、あとは渇水するというような状況でございますので、山に保水力がない ために、木が生長してないためにこういった現象が起こるのでないかなと私は感じておる ところでございますので、やはり吉野郡の活性化は、何をいっても、山林、木の国ではな いかなと。美しい水、美しい空気を、やはり送り出している源ではないかなと思っておる んです。

そんな中で、やはり山の整備、これはやっぱり一番大事ということを感じておりますので、その点につきましても、県のほうも国のほうにもお願いしているですけれども、やはり考えていただいて、何とかできる方法をもちろん地元も業者も考えておりますけれども、いい方法があったらなという思いをしていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

【司会】 はい。ありがとうございました。では、上北山村長さん、お願いします。

【福西上北山村長】 最後になろうかと思います。南部振興計画、南部地域を元気にしてくださるというほんとうに温かいご配慮をいただくことに感謝を申し上げます。その目標、3つの柱というのを掲げていただいております。1、2、3、どれも重要なことでありますが、私は特にこの2の、安全安心快適な生活を支える社会基盤の整備、これ5項目

ありますが、これについて何とか全面的に進めていただきたいことを特にお願いを申し上 げて、発言を終わります。

【司会】 ありがとうございました。ほかによろしゅうございますでしょうか。知事、 まとめになりますが、よろしくお願いいたします。

【荒井知事】 貴重な意見をありがとうございます。県としては南部振興というのに、県としてできる限りのことをしていきたいという気持ちのあらわれでございますから、どのように元気にできるのかと、お任せくださいと言えばいいんだけど、それは空念仏になろうかと思いますが、どのような分野にどのように力を入れるのかということの考えを練りながら、今の段階での案ということでございますが、まず南部の住んでおられる方の意向、きょうも事務的に過疎地だけじゃなしに、県民の意識調査というのを毎年やっている中で統計が出ておりますが、全体としては住みやすくなったと県民の方は言っておられるのですが、不足しているもの、特に南部は、医療、介護、健康と安心というのが、やはり大事なことかと、統計的に把握しております。これに力を入れていかなければと思っております。

特に、林業のこと、この中での産業ということで、林業のことをおっしゃいました。ここの林業のことは、具体的に資料としては書いてなかったかもしれませんが、ゾーニングの条例を12月議会でつくってもらいまして、ゾーニングをする。ゾーニングは、生産林と保存林にまず分けるというのが大きなことで、これからゾーニングの作業に入りつつありますが、生産林に認定するということは、県としては作業道をつくる、そのときに条件は集約施業してくれということを求めようと。集約施業しないでは作業道はできない。しかも、森林では大変小さな区分を持っておられる方が多い。集約施業というのは、その地域で何へクタールか、いったいこの作業道で年間何へクタール間伐材が出せるのかというようなことを確定してもらうということが、作業道設置の条件ということになろうかと思っております。そのようなことを進めようかと思っております。

それは、森林組合と森林保有者の理解、協力がないと、切り出されるのは保有者、民有林でございますので、作業道つくったけど、ろくに出てこない、ということでは、困るわけで、それは一番心配している。それを県が直でやるか、実は市町村の理解と精神的な面も含めてサポートがあるとありがたいと、そういうふうにやる中で森林組合集約施業しないといけないと、あとが続かないのではと、こういうふうに認識してもらうと大変ありがたいといった今の検討の段階でございます。生産林というのは、そういうことです。

あとの保存林というのは、できれば広葉樹林にでも植えかえようか。眺めのいい山にしようかと。これは時間がかかりますが、どこから見て眺めのいい山にしようかと。吉野山が、そういうことで先駆的ですけど、これまた植えかえとか、いろんな対応が出ておりますが、ほかのことで吉野に行くと、桜がきれい、もみじがきれい、来ると食べ物がおいしい、体も温泉で気持ちがいいといったような地域に、長年かけてでも発展しようかというのが、この計画の大きな柱に。それは、目先の林業の丸太高くなれ、高くなれと言ってもそうはならないというところからスタートしないといけないし、まず思っております。

その中で、例えば銘木丸太はなかなか高く売れない。しかし、高く売れないと何か工夫が要る。ほかの加工品でできないか。例えば、小さな間伐材を土産物にできないか、例えば木でコマドリという奈良の鳥を森精機で木で彫って、それに障害者に色を塗ってもらうということで、四、五千円の、売りに出られるようなコマドリが生産可能かどうか、これは県で試作品をつくろうかということをしております。例えば、箸の杉箸はきれいですので、短い箸を並べてティッシュペーパーの箱をつくったら売れないかと、そういうチャレンジをしないといけない。その加工品。チャレンジする人が奈良は少ないということは事実でありますので、それはもう、県がチャレンジして失敗するのは県がしてくれていいから試作をしよう、それが売れそうだったらだれかに任せていこうということを、小さなことですけど、そのようにしようかと思っています。

それは、木材ではないですけど、1つの成功は菟田野の印伝、シカの皮の菟田野の印伝ですが、それをフィアットというイタリアの世界的なメーカーのグッズに採用してくれたんです。これは、すごい厳しい採用条件で吟味に吟味を重ねてやって採用された。小さな成功ですけども、大いに自信を持って、ありのままで採ってくれたわけじゃないんです。印伝の性能をよくする、デザインをよくする、間に入った人が立派で、フィアットともうかれこれ1年以上かけ合って、製造も菟田野の商工会が製造元になって、これは珍しいことなんですけど、それは供給量の保証をフィアットにしなければならない。フィアットはそのグッズをわずかでも並べ、奈良の印伝キーホルダーとかを並べてくれるという小さな成功ですけど、そのハイレベルの成功があったので、同じようなことを続くものはないかと、木でできないかというようなことにかかっております。印伝ほど色つきじゃないかもしれない、例えばコマドリのようなものとか、できれば家具というものがないだろうかということ。丸太でこのまま高く売れたらという願いはそれでいいですけど、現実的になかなか値段が上がってこない中で、どのような知恵があるのかということを言っているんで

すけども、なかなか知恵が現場からは出てこないというのが実情なんです。だから、それ に知恵を出すようにけしかけていただきたいというのが、正直お願いするとしたらそのよ うなことをお願いして、その試作品を県でつくったらどうかというのは、県でつくっても いいかというぐらいに思っています。あるいはデザインの研究をしても、このデザインは どうかと。その木工品の奨励品をつくって出てきたのもあるんですけど。今年第1回のが できたんですけども、そのようなことで、各地でそのような木工品は何十年も前からでき てきているのに、奈良は丸太で買ってくれだけでちょっと困るのかないうような感想は持 っておりますが、ただ、そんなことばっかり言っててもしょうがありませんので、加工品 とか売れ筋を試してみないといけない。小さなものでもコマドリが売れそうかどうか、東 京のまほろば館で、日本橋の前で三越の前にあるまほろば館に並べてみて、これこそアン テナショップですので、並べてみようかと思っております、その印伝にしろ、小さなもの だと並べやすいので、試し打ちを、こういうアイデアはどうかとしてみるけども、もう少 し県が応援してくれというのは、喜んでいたしますけど、その仕掛けをぜひ叱咤激励して いただけたらと思う、そういうふうにイニシアチブをとって、協働して、ああだこうだと 言いながら前に進まないと、何か言っているけどだれかしてくれたらというだけでは、何 か世の中そんなに動かないという印象を持っていますが、いろんなアイデアを「吉野・高 野・熊野の建国」で冷やかされたりするけども、こんな名前を建てて観光振興、これは1 300年のお客さんが来るのは、テーマ、ストーリーを出して誘客したというのが大きな、 建物を建てないで広報に力を入れた。そのためにはテーマということで、1300年の歴 史をテーマに、今度は吉野は歴史のテーマがありますので、その歴史をどう展示するかと いうのが、これから次の観光誘客の1つの切り口かと思っておりますが、県としてもその ような考え方を展示して一緒にやる。

今度の誘客で、平城宮跡だけじゃなしに、奈良県全体がとても潤っております。潤ってないのが、上北のホテルとか、少し落ちているところがあるんですけども、ほかは全部吉野もものすごく集客率が上がっております。それとお寺がものすごく拝観者が3倍、4倍になっているところがあり、すごく県下のいろんなお寺が潤っています。

それは、全体に巡ってくれと、お客に巡ってくれという広報が、今のところ大変成功しているということですので、その成功を学習して、次はどのようにすればいいかということで、社寺の協力というのは大変大きかったと思いますけども、それを観光振興にどう続けるかというのを、地元の観光業者にちゃんとした姿勢を取るように説得していただきた

いというのが、今のこれから南部の発展にかかっているんじゃないかと思います。

県は、そのようなまとめて広報するというのが、県の大きな役割、またイベントをするというのは、大きな役目だと思う。ただ、毎年平城遷都みたいに100億円毎年続くというのは、あれは県と奈良市だけで予算をつけて、奈良全体を巡るようにしているわけですから、先ほどのよく出た負担というのがないわけですので、利得は県下全部で取っていただければ、そういうこともできるけども、毎年そういう体制ではできない。20億の寄附を集めるのは大変でした。民間の人はなかなか出してくれない。20億というのは毎年そんなに集まりませんので、そのスキームで毎年イベントをするというのは難しいけども、大小のイベントしないといけない。イベントをするのに皆県でやってくれと言われても、やっぱりタイアップしてやらないとイベントはできないというような悩みもあります。イベントはわりと効くとこあるんです。ストーリーを持ってイベント。これは観光のほうです。そのようなものもここで入れていきたいと思っております。

そういうようにかけ合いでこういう計画を出して、それはいいの、悪いの、どうだと言 っていただくのが大きな推進剤ではないかと思いますので、それと組織をどうするかとい うのは、まだ県の組織だけでできるわけではないですけども、1つ参考にしたのは、三重 県の東紀州対策局という局があります。東紀州というのは、熊野のあたりを東紀州と呼ん でおられるんですか。そこだけの東紀州対策局というのがあるんです。その局長は、いつ も三重県と和歌山県と奈良の3県、知事会議に出てこられるんですけども、それは津に局 があります。本庁に局があるんです。というのは、ほかの仕事との調整があるので、独立 して権限を持ったら仕事がはかどるかというと、県庁の仕事はそうでもないんです。今、 観光の仕事でもプロモーションを南部だけでするかと、それはなかなかできないから、県 の全体の中で南部を重点に置いてやってくれのほうが、それはパワフルでありますので、 組織のあり方というのは、多少工夫検討がいるかと思っておりますが、要は地元との県庁 とのかけ合いが実質的にあって、それに民間が、林業にしろ、観光業に、宿泊業にしろ、 土産物にしろ、食事にしろ、協力して一緒に入っていく。これは地元の人でなくても、外 から来て、この地元でいいことをしようという人は大歓迎するという風習にもっとなれば、 山の中でいいことをしてくれる人がわりと世の中におられますので、その人たちが来ても らうようにと考えております。これから、楽しみに思ってできたらと思っておりますので、 よろしくお願いしたいと思います。

【司会】 知事、ありがとうございました。さまざまな意見をまた寄せていただきたい

と思います。それでは第4回の奈良県市町村長サミットを終了させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——